

# 平成31年度 事業計画

公益財団法人西成労働福祉センター（以下「センター」という。）は、昭和36年（1961）年8月に発生した第1次釜ヶ崎事件を契機として、昭和37年（1962）9月に労働省より法人設立の認可と無料職業紹介事業の許可を受け、官民一体となって10月から業務を開始した。

昭和45（1970）年10月よりセンターとあいりん労働公共職業安定所からなる「あいりん労働福祉センター」として約50年にわたり、あいりん地域における労働者の雇用の安定・福祉の向上と生活安定を図るため、就労機会の確保、就労支援等に努めてきた。また、平成13（2001）年からは安心して利用できる就労支援施設としてセンターの管理運営を行なってきた。

一方「あいりん労働福祉センター」は、現行の耐震基準（0.6以上）を満たしていないことが明らかになり、南海高架下の仮移転事務所が建設される事となり、平成31（2019）年3月11日から8時30分以降の窓口機能を、4月1日からは、早朝5時からの職業紹介をはじめとするすべての業務を仮移転事務所で実施する予定である。

あいりん地域では、日雇労働者の高齢化が進む一方、日々雇用だけでなく、短時間就労、建設業にとどまらない安定的な就労など、労働者のニーズは多様化を見せている。また近年は、若年の不安定就労層、生活困窮層や外国人労働者の相談も増えており、就労の基盤である生活等の相談を地域の関係機関と連携しつつ、幅広いニーズに対応し、「だれもが、再チャレンジできるまち」の職業紹介所をめざし、労働者が安定した生活を送れるよう寄り添いつつ、支援を行なっていく。

31年度は、次のような取り組みを重点的に推進していく。

## 1 幅広いニーズに対応した職業紹介と雇用条件改善に向けた取り組み

仮事務所における円滑な職業紹介の実施を目指して、「就労支援システム」により事業所ニーズと労働者ニーズを結びつけ、求人申込み・求人受理を徹底し労働条件明示の一層の充実を図り、相談に来所する方から日々寄り場を利用し就労してきた方へ「利用者カード」発行の対象を広げ、センターの介在を強化し適格者紹介の充実を図る。

多様化するニーズに対応するため求人開拓を強化し、「魅力ある職場づくり」のため雇用管理改善を通じて、「（就労版）再チャレンジ可能なまちづくり」を目指す。

## 2 労働者支援の取り組みの充実と地域連携の強化

労働者のニーズを把握し、積極的な支援が行なえるよう、利用者カードの活用をシステム化し、相談者にあった支援メニューの提供を行なう。また、稼働年齢層の生活保護受給者等を対象に積極的に求職相談を行ない、就労と福祉の架け橋となるよう地域関係機関と連携を強める。あわせて、安定的雇用に向けたステップアップのための資格取得や職種転換講習の促進、就労後のアフターフォローを充実させる。また、労働者が安心して就労できるよう、労働条件違反や労災について、相談はもとより防止のための普及・啓発・事業所への協力依頼の取り組みを強化する。

## 3 発信力を高め、まちの就労支援の拠点に

広報紙「センターだより」、ホームページ等に加え、高架下での仮移転事務所の利点を生かし、大型モニター等の活用を行ない、求人情報だけでなく、労働者に役立つ案内や最新の情報等を発信する。ホームページからは、当日の求人情報を検索できるようリニューアルを行なった。あわせて、事務所内でインターネット上に掲載している求人情報を検索できるようフリーWi-Fiの環境を整える予定である。

# 《公益目的事業》

## I 厚生労働大臣の許可を得て行なう無料の職業紹介事業

仮事務所では、センターへの登録・日雇雇用保険の手続きを適切に行なう事業所からの求人申込みにもとづき、受理した全ての求人を「大型モニター」や「求人の森」を通じて労働条件を明示し、就労のマッチングを図る。

「利用者カード」発行について、相談に来所する方から日々寄場を利用し就労してきた方へ対象を広げ、求職者の職歴や資格・希望職種などの把握を行ない、継続的・包括的に相談を進めながら、より一層の適格者紹介に努める。

仮事務所東側に設けられる駐車スペースでは、空き情報の提供を含め、公平な求人場所の提供を行ない、職業紹介の円滑化を図る。

また、あいりん地域においては、建設業を主体とする日雇就労だけでなく、警備業・清掃業・運輸業・倉庫業に関わる就労や、1日2～3時間程度の短時間就労、毎週1～3日程度の就労など、求職者のニーズとその働き方も多様化しているため、多様な職種の求人開拓に努める。

さらに、複合的な生活課題を抱えている就労困難者への支援も必要となっており、日雇就労から段階的に就労自立を目指すアプローチ就労も進めている。

「魅力ある職場づくり」のため、雇用管理改善を通じて「(就労版)再チャレンジ可能なまちづくり」を目指し、今年度の就職率は、79%を目標とする。

### 1 職業紹介

平成30年6月の大阪北部地震や翌月の西日本豪雨の復興工事が急がれる中、大阪で2025年に国際博覧会(万博)の開催が決定し、今後、万博関連工事の増加が見込まれている。

政府も建設労働者の人手不足解消のため、労働条件改善や外国人労働者の受け入れ拡大を行ない、建設現場での人員を確保する対策を講じようとしている。

建設労働者の需給調整機能の一端を担うセンターとして、それらの状況にも留意しながら、日雇労働者の雇用環境の向上に向け、以下の取り組みを進める。

#### (1) 早朝の現金求人(現金払いの日々雇用)

##### ① 早朝窓口紹介による現金求人

平成30年度の現金求人数は、前年度より1万人多い25万人となる見込みである。

平成31年度は、仮事務所において早朝5時から業務を開始し、大型モニターなどでの労働条件明示とともに、「就労支援システム」を通じてセンターの介在を強化し、「紹介票」の発行につなげ、適格者紹介の充実を図る。

##### ② 労働条件の明示支援

駐車スペースにおいて求人募集を行なう事業所に対しても、面接時の労働条件明示の徹底を図るため、求人票(控)を事業所に交付し、その縮小版が求職者の手元に行き渡るよう支援を行なう。

また、日雇雇用保険の未更新事業所については、事業所指導として取り扱うため、計画数の見直しを行なう。

早朝求人 1ヶ月平均 16,670人、年間延 200,000人

#### (2) 窓口紹介による契約求人(30日以内の雇用)

平成30年度の窓口紹介及び相対紹介による求人は、前年度より約22%減の135,000人となる見込みである。

平成31年度は、早朝6時30分から8時15分までと9時から16時まで、契約求人を

「大型モニター」に掲示し、求職者の就労機会の拡大を図る。

プラカードを介した「相対契約」から紹介票の交付へ転換を行ない、事業所の協力を得ながら、事務所内での求人担当者との面接場所を設け、適格者紹介へつなげる。

日雇雇用保険の未更新事業所については、事業所指導として取り扱うため、計画数の見直しを行なう。

窓口求人 1ヶ月平均延 9,166人、年間延 110,000人

### (3) 窓口紹介による現金求人

平成30年度は、計画どおり900人程度の見込みである。求職者からの現金求人への要望が強いことから、今後も事業所訪問・求人開拓を通じて、新たな求人の拡大を図る。また紹介者の就労実績を把握し、「就労支援システム」を通じて、事業所のニーズに応じた適格者紹介を行なっていく。

平成31年度は、前年度と同等の求人数を見込む。

窓口求人 1ヶ月平均 75人、年間延 900人

### (4) 窓口紹介による一般求人（30日を超える長期の雇用）

平成30年度の窓口での求人は、前年度より30%以上増の、約1,000人となる見通しで、紹介数は前年度より20%増の見込みである。

一般の雇用情勢指標である有効求人倍率、失業率とも改善傾向にある中、職種転換や短時間就労など求職者のニーズや働き方も多様化している。

今後も、それらのニーズに応えることができるよう、求人の選択の幅を広げながら求人の拡大を図るとともに、求職者に対し職歴や資格など聴取し、求職相談の充実を図りながら安定就労先へのマッチングを図っていく。

平成31年度は、今年度実績程度の求人数を見込む。

窓口求人 1ヶ月平均 83人、年間 1,000人

### (5) 高年齢者職業紹介

55歳以上の労働者のニーズにマッチングできる求人開拓に努め、高年齢労働者一人一人に寄り添った求職相談、就労支援を行なう。

また、高齢者特別清掃事業(特掃)は、就労機会が減少し、生活に困窮している55歳以上の地域日雇労働者からの申込みを受け、登録制の輪番紹介を行なう。平成30年度から始めた毎月の新規登録受付は平成31年度も継続して行なう。

#### ① 高年齢者窓口紹介

平成30年度は、高年齢労働者への紹介の大きな柱であった東大阪市のごみ収集が民営化で廃止になり求人が無くなったことに加え、窓口契約求人全般の減少もあって計画を下回った。地域高年齢労働者が求めている求人は、日々雇用にとどまらない。平成31年度も引き続き、ニーズに沿った求人開拓を行ない、高年齢労働者自身の体力や経済状況など、それぞれの能力や状況にあった紹介を行なう。

また、日々寄り場を利用し就労してきた高年齢労働者に対して新たに「利用者カード」を発行することで、現役で稼働可能な高年齢労働者への関与を強め、よりの確な紹介を推進する。

契約求人 1ヶ月平均 600人、年間延 7,200人

一般求人 1ヶ月平均 1人、年間延 12人

#### ② 「高齢者特別清掃事業（特掃）」等の輪番紹介

就労機会の確保が難しくなる高年齢日雇労働者を対象とした特掃の登録者に、毎日、就労

場所（仮事務所ガードマン・センター周辺清掃・地域外清掃・道路清掃・市有地）別に輪番紹介を行なう。

また、別途、特掃登録者を対象に実施されていた「あいりん労働福祉センター就労斡旋機能向上事業（センターガードマン）」は、あいりん労働福祉センターの閉鎖に伴い廃止され、仮事務所ガードマンやセンター周辺清掃として「高齢者特別清掃事業」に吸収されることとなった。早朝時間帯の就労が予定されているので、これらについては前日紹介として毎日の輪番紹介を行なう。

平成31年度は一人当たり月平均6～7回の紹介を行なう。

紹介整理票（カード）発行	年間	1,400人	
輪番紹介	1ヶ月平均	5,210人、年間延	62,500人

#### (6) 「求職者」の開拓、「求人情報」等の提供

あいりん地域で求職活動を行なっている労働者に対して、地域の支援団体などと連携を図り情報収集を行なう。更に、センターで作成した窓口求人一覧表の掲示を支援団体に依頼するなど、より広範囲に情報を提供する。さらに、求職者開拓を強化するため、地域の各支援団体や生活困窮者自立支援法にもとづく事業実施窓口とも連携を深め、求職相談と適格者紹介の拡大を図っていく。

## 2 求職相談

### (1) 一般求職相談

平成30年度の求職相談の来所者数は、前年度より15%増の5,100人程度の見込みとなっている。

平成31年度は、積み上げてきた「利用者カード」と新しい「就労支援システム」の活用に加え、日々寄場を利用し就労してきた方及びセンター技能講習資格取得者を利用者として取り込むことで、より広範囲の求職者の求職相談を行なっていく。高齢者特別清掃事業の新規申込者のうち、「利用者カード」未所持者に対しては「利用者カード」の作成を行なうことで、高齢者特別清掃事業以外の就労についてより踏み込んだ求職相談を可能にしていく。

求職相談	1ヶ月平均	430人、年間	5,200人
------	-------	---------	--------

### (2) 高年齢求職相談

高年齢労働者は、就労意欲があるものの加齢に伴う身体の不調など、本人の能力に応じた求人が減少する。高齢者特別清掃事業の申込者を含め、本人の状況をしっかり聞き取り、相談者のニーズにあった多様な求人の分野で就労し活躍ができるよう支援する。

職業相談	1ヶ月平均	150件、年間延	1,800件
相談記録		年間延	90件

## 3 仮事務所の駐車位置を中心に求人事業所の指導及び就労経路の正常化促進

寄場及びその周辺を中心に求人募集を行なう事業所に向けて、労働条件等の明確化を求めてきた。

仮事務所への移転後は、求人事業所に対し公平な駐車スペースの提供や求人受理の適正化を図る等の事業所への指導を強化することで、労働者が安心して就労機会を得られるよう円滑に適正な職業紹介を行なっていく。

仮事務所を利用する事業所に対しては、職業紹介の円滑化に加えて「魅力ある職場づくり」のため労働条件の「底上げ」を図る働きかけを実施する。

また、主に駐車位置周辺で募集活動を行なう事業所に対しては、適正な募集活動を喚起する。地域で日雇求人の募集要件を満たさない事業所へは、求人数の把握や登録指導を行なう。

特に労働条件の違反などが判明した事業所には、問題解決にむけて対応を図り、適切な労働契約を締結するよう促していく。また、訪問・電話・文書を通じて事業実態を調査し、労働者に確かな事業所情報が提供できるよう求人内容の確認を行なうことで整理し、新たに導入する「就労支援システム」を通し、求人開拓やマッチングに向けての活用を図る。

事業所等の指導 1ヶ月平均 500件、年間 6,000件

## (1) 事業所指導

### ① 事業所懇談会

求人事業所に対し、雇用管理改善を通じた「魅力ある職場づくり」の必要性やメリットの啓発、周知等を行ない、具体的な取り組みを促し労働条件の「底上げ」を図る。また、各事業所と行政機関との意見交換の場を設けるため事業所懇談会を開催する。

### ② 事業所座談会

求人事業所に対し、センター仮移転後の公平な駐車スペースの提供についての理解を求めるとともに、適正な職業紹介の維持や労働条件の「底上げ」を図る場を設ける。事業所と意見交換や労務管理の専門家等を招き講演会や個別指導を行なうことにより「(就労版)再チャレンジ可能なまちづくり」の基盤づくりを図るため事業所座談会を随時開催する。

### ③ 登録事業所への調査

地域労働者を雇用している事業所へ、電話・FAXなどで実態調査を行ない、事業状況や求人動向・宿舎の状況・雇用労働者数・求人状況などを聞き取る。調査内容については、分析を行ない、今後の雇用環境の変化を把握し、求人確保に役立てる。

### ④ 労働・社会保険の適用、建設業退職金共済制度等への加入状況の把握、促進と指導

求人事業所には、円滑な求人受理をすすめるために日雇雇用保険の更新について確認を徹底する。併せて関係機関と連携し、文書送付や事業所訪問を活用して健康保険日雇特例の適用促進を図る。

また建設労働者の退職金制度として作られた建退共の加入状況の把握を行なう。

これらを通じて、労働条件違反がある事業所に対する助言や指導を行なう。

### ⑤ 「求人受理」の適正化

「求人受理」において、「求人担当者と事業所との雇用関係の明確化」等の適正化を図るため、求人担当者には「求人担当者カード」の交付を行なう。

## (2) 就労正常化の促進

### ① 就労正常化促進特別指導

月に1回ないし2回「特別指導日」を設け実施していたが、毎日早朝5時からの業務開始に伴い、仮事務所での駐車位置及びその周辺において「労働条件の明示」や「適正な労働契約の締結」などを図るため、就労あっせんの正常化を促進する取り組みを行なう。特に駐車位置周辺で募集活動を行なう事業所に対しては、窓口求人利用を促進する。日雇求人の募集要件を満たさない等の事業所に対しては、求人数の把握や登録指導を行なう。

また、重点項目を設定し、求人動向や賃金額の把握などを含め、適切な指導を行なう。

1ヶ月平均 60件、年間 720件

### ② 求人事業所調査

仮事務所での駐車位置において、早朝の時間帯を除いた時間に、適正な求人活動を促すため指導を行なう。更に、週に2回、「求人事業所調査指導日」を設定し、駐車位置及びその周辺の指導を行なう。指導は、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づく募集方法、

窓口求人の利用促進や求人時期に応じた事業所への指導等とする。また、日雇求人の募集要件を満たさない等の事業所が判明した場合、直ちに事業所指導を行なう。

1ヶ月平均 100件、年間 1,200件

#### 4 就労機会の確保のための求人開拓事業

労働者ニーズの多様化にともなう様々な業種の求人事業所の確保や近年求人実績がない事業所への求人の掘り起こしを行なうよう努めている。

とりわけ、技能資格取得者、建設業以外の産業への職種転換希望者、建設業未経験者の受け入れ先の求人開拓を行なっている。

総合相談での就労支援や求職者相談に対する、「日雇」から「常用（期間の定めのない雇用）就職」への準備就労である「アプローチ就労」への協力事業所の一層の活用を図るため、受け入れ事業所に具体的な求人内容の聞き取りを行ない、求人の受理を行なう。

求人開拓においては下記を重点項目とし実施し、人材を確保したい事業所側のニーズと就労の機会を増やしたい労働者側のニーズに沿った開拓を強化する。

- a 日雇労働者等技能講習事業修了者や総合相談及び求職相談を受けた者の安定的雇用を受け入れできる事業所への求人開拓を行なう。
- b 建設産業以外の産業へ就労を希望する労働者に対して（日雇労働者等技能講習事業の受講者を含む）、警備・介護・清掃・倉庫等の関連事業所へ幅広く求人開拓を行なう。  
また、高齢者で短時間雇用を希望する者が就労可能な事業所への求人開拓の強化を図る。
- c 建設業の就労経験の未熟な労働者に対して、現金就労の雇用も含め、受け入れ可能な事業所への求人開拓を行なう。

1ヶ月平均 17事業所、年間 200事業所

##### (1) 新規開拓

従来からの就労先の確保に加え、新たに地域に職を求める労働者や総合支援を必要とする労働者の就労機会を確保するため、人材を確保したい事業所側のニーズと就労の機会を増やしたい労働者側のニーズのマッチングが求められている。

そのため、ハローワークの求人情報をはじめ、各種求人情報誌・新聞広告・インターネットでの求人情報など、あらゆる媒体から情報収集を行ない、訪問や求人勧奨パンフレットの送付により各ニーズに沿った新規事業所への求人開拓を行なう。

日雇登録 年間 6件  
一般登録 年間 12件

##### (2) 雇用勧奨

###### ① 雇用勧奨

近年求人実績のない事業所や、地域から日雇労働者を雇用している事業所に対しセンターに求人申込を促し、訪問や文書などにより地域労働者の雇用勧奨を行なう。

一般求人を受理した事業所や、新規求人開拓で登録を行なった事業所に対して、継続して雇用勧奨を行なう。

1ヶ月平均 690件、年間 8,300件

###### ② 高年齢者雇用勧奨

高年齢労働者向けの雇用を確保するため、短時間就労可能な求人や、清掃業・警備業等の高齢者向きの職種の事業所に雇用勧奨を行なう。

1ヶ月平均 60件、年間 720件

## II 就労に関する相談及び支援事業

建設業を中心に技能労働者に対するニーズは、高まる傾向にあるが、地域労働者の置かれている雇用環境は依然として厳しい。

そのため、労働者のホームレス化など、生活基盤の脆弱化を防ぐための「個別的・継続的・包括的」支援を実施する必要があるとあり、労災・労働相談、医療・生活身上相談、労働者援護など、就労支援の一層の充実を図る。

平成31年度は、日々寄場を利用し就労されてきた方を仮事務所に誘導し、「利用者カード」発行の対象を広げ、来所時の主訴の対応に留まらず潜在する労働者ニーズの把握を強化する。また関係機関や地域の支援団体との連携により相談者の支援を行なう。あわせて、複合的な生活課題を抱える就労困難者への支援を行なうため、職業紹介・求人開拓機能と連携し、より効果的な事業展開をめざす。

### 1 賃金等労働条件に関する相談

平成30年度の賃金等労働条件に関する相談は、新規相談が約150件、継続相談が約250件となる見通しである。

平成31年度は、同程度の相談数を見込む。特に、初回相談・相談終結時の対応力の向上に努め、ケース検討を通じて相談能力の向上を図る。

また、法令違反の疑いや相談が多い事業所には、紹介課と連携して寄場指導・事業所訪問を行なうなど、問題の解決に取り組む。

さらに、大阪労働局との連絡調整会議を通じて、関係法令への理解を深め、困難な相談ケースの解決に努める。

また、労働基準監督署の訪問を通じて、センターでの労働相談や労災相談、労災休業補償給付立替貸付事業についての理解を得て、円滑な業務の運営を図る。

新規労働相談	1ヶ月平均	13件、年間	160件
継続労働相談	1ヶ月平均	21件、年間	250件

### 2 労災相談及び労災休業補償立替貸付事業

労働者が労働災害に遭った場合、その相談に応じるとともに、休業期間中の生活の安定を図るため、休業補償給付の立替貸付を行なう。

また、立替貸付期間中に生活上の問題点を聴き取り、労災治癒後に安定した就労・生活が送れるよう、必要な支援を行なう。

平成30年度の労災相談数は、新規相談が約60件、継続相談（貸付労働者以外の相談を含む）が約2,900件となる見通しである。

現場の安全対策の不備と労働者の知識・経験不足とがあいまって、重大事故・重症化に結びつく傾向が続いている。

平成31年度は、同程度の相談数を見込む。特に、初回相談の対応力向上に努め、ケース検討を通じて就労復帰に向けた相談能力の向上を図る。

また、労働者向けにポスターなどを作成し、仕事中に負傷した場合、現場責任者に必ず報告し病院を受診するよう、啓発を行なう。若年層が多い技能講習受講者をターゲットにして「知っておこう労災保険」のリーフレットを配布し、注意喚起を行なう。

事業所訪問時には、センターの労災相談及び労災休業補償立替貸付事業について情報提供し、利用勧奨を行なう。

新規相談	1ヶ月平均	5件、年間	65件
継続相談等	1ヶ月平均	240件、年間	2,900件

### 3 医療相談、生活身上相談、労働者援護

健康上の理由で就労の機会を逸し、一時的に生活に困窮していたり、より安定的雇用を求めている労働者などに対して、課・係間の連携を図り就労に結びつくよう支援に取り組む。

#### (1) 医療相談

##### ① 医療相談

治療が必要な労働者には、(社福)大阪社会医療センターへ診療依頼を行なう。軽度の場合、労働者の求めに応じて傷テープ・オロナインを配付する。

簡易措置	1ヶ月平均	3,500件、年間	42,000件
診療依頼	1ヶ月平均	165件、年間	2,000件
他機関案内・救急車	1ヶ月平均	125件、年間	1,500件

##### ② 健康管理の推進

高血圧の労働者に対して、健康管理の啓発を行なう。とくに、就労開始前には自主的な血圧測定を薦める。

1ヶ月平均 920件、年間 11,000件

#### (2) 生活身上相談

##### ① 総合受付による支援

平成30年度は、全国的な人手不足によって雇用状況が改善したためか、新規流入層の相談が減少したことが影響し、新規支援が減少した。

平成31年度は、引き続きセンターの事業案内を作成し、簡易宿所及び関係機関の協力を得て、地域労働者に広く周知することにより、何らかの困難に直面した際にセンターへ来所できるよう誘導する。また、就労・生活相談を強化し、就労支援につなげるための状況把握を進め、相談者との信頼関係の構築に努め、「利用者カード」の発行を行なう。

相談者に対しては、課・係間の連携を図り、個別的・継続的・包括的支援を行なう。また関係機関や地域の支援団体との連携を一層推進する。そのため、「地域連携窓口」を設置し、他機関連携窓口担当を定め、そのことを周知し、他機関との連携をより一層強化し、その質を高める。

総合受付利用者カード発行	1ヶ月平均	50枚、年間	600枚
新規支援	1ヶ月平均	4件、年間	50件
継続支援	1ヶ月平均	17件、年間	200件

##### ② その他の生活身上相談

日雇雇用保険制度の適正化、社会保険制度の加入促進に関わる動向、とりわけ事業所や労働者が抱える問題などに注視し、労働者保護の観点から対応力の向上を図る。

###### ア. 戸籍・住民登録等事務手続きの相談

現場への入場・日雇労働被保険者手帳の取得や銀行口座の開設などのために、住民登録等が必要な労働者の相談・事務手続き援助を行なう。

1ヶ月平均 30件、年間 360件

イ. 就労・生活の安定のため、雇用保険(日雇労働被保険者手帳)の普及・啓発、取得援助を含めた就労相談を行なう。

1ヶ月平均 200件、年間 2,400件



ウ. 労働力の維持・回復のため、健康保険証の取得にともなう相談を行なう。

1ヶ月平均 33件、年間 400件

エ. 退職後の生活安定のため、建設業退職金共済手帳の相談・取得のための取り次ぎ援助を行なう。

1ヶ月平均 8件、年間 90件

オ. 各種免許証・技能講習修了証を紛失した労働者の再発行相談と手続き援助を行ない、就労機会の拡大を図る。

1ヶ月平均 42件、年間 600件

カ. 住居の安定を求める相談

1ヶ月平均 50件、年間 400件

キ. 尋ね人、落とし物、所得証明等に関する相談

1ヶ月平均 33件、年間 400件

### (3) 労働者援助

生活困窮状態にある者を就労へ結びつけるため、多様な労働者援助を行なう。

#### ① 短期宿泊援助

就労の意志を有し、就労機会の確保又は労働力の回復が期待できる労働者に対して、大阪自彊館の協力を得て、必要な宿泊援助を行なう。また、簡易宿所生活衛生同業組合からの無料宿泊協力を得て、簡易宿泊所への宿泊提供を行なう。

大阪自彊館三徳寮 1ヶ月平均 90件、年間 1,100件

簡易宿泊所 1ヶ月平均 18件、年間 220件

#### ② 生活就労援助

賃金・労災書類等の受取りや交通費・食事代などで困っている労働者に必要最低限の援助を行なう。

1ヶ月平均 7件、年間 80件

#### ③ 労働者疾病予防援助

住居が確保できないため一時的に生活に困窮している労働者に、必要最低限の生活用品などの援助を行なう。

1ヶ月平均 100件、年間 1,200件

## Ⅲ 技能講習に関する事業

地域労働者は、現場経験が豊富であっても、資格がないために就労に結びつかないことがある。また、不安定な就労や労働条件によって、生活困難な状況に陥る者が多くいる。このため、地域労働者の技能資格の取得を促進し、就労機会の拡大を図ることを目的に、平成5年度から技能資格取得促進事業を行なってきた。平成13年度からは、厚生労働省の日雇労働者等技能講習事業を受託し、建設機械をはじめとした広範な技能講習を実施している。

平成19年度からは、企画競争型の方式となり、平成26年度まで続けて受託してきた。

平成27年度からは、新たに民間競争入札型の方式が導入されることになり、より効果的・効率的な事業運営が求められることとなった。

近年、現場での安全対策が強化され資格所持者の免許の提示、提出が義務付けられ、資格取得へのニーズはさらに高まっている。平成31年度は受講者の利便性に優れた財団施設内で実施する講習科目を増やす。

また、受講者の増加を図るため、広報・啓発を強化するとともに、仕事の都合で平日に受講申込が困難な地域労働者のために月1回土曜日受付を行なう。

厚生労働省に提出した提案書にもとづく、「そだつ」「ひろげる」「かわる」「みつめる」のコンセプトを実現するため、に効果的かつ円滑な事業の運営を図る。受講者に対して、安定雇用及び常用就職へ移行を促進するため、カウンセリングを活用したセンターでの求職相談や就労支援ナビゲーターによるフォローアップをすすめる。平成31年度は、スキルアップ型講習及び職種転換・常用就職型講習で、計画数500名の達成を目指す。

### 1 建設技能のスキルアップ講習

受講希望者の多くは、建設現場などで働きながら資格を取り、新たな現場での経験を重ね有技能者へと成長していく。事業所からは建設現場での資格証の提示や事前提出が求められている。また、現場で要請されるのは、単一職種における職人としての能力・資格にとどまらない幅広い作業に対応できる多能工が求められている。そのため、複数資格の計画的取得が必要になってきている。

就労に結びつく効果的な技能講習の取得を支援することにより、技術や自信・安全意識などを高め、就職・就業率の向上を図る。

また、受講者の中には、建設業だけでなく製造・運輸業などで資格を活かして安定的な雇用を希望する者も多いため、受講者一人一人に寄り添った支援を図る。

#### (1) 建設業務関係技能講習（※②は2コース）

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| a 車両系建設機械運転（整地他用）②  | b 車両系建設機械運転（解体用）    |
| c 車両系建設機械運転（基礎工事用）  | d 締固め用建設機械          |
| e 不整地運搬車            | f ショベルローダー等         |
| g 足場の組立て等特別教育       | h 玉掛け               |
| i ガス溶接              | j 足場の組立て等作業主任者      |
| k 地山の掘削・土止支保工作業主任者  | l 型枠支保工の組立て作業主任者    |
| m 建築物等の鉄骨の組立て作業主任者  | n 木造建築物の組立て等作業主任者   |
| o 有機溶剤作業主任者         | p 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者  |
| q コンクリート解体等作業主任者    | r 石綿作業主任者           |
| s 職長・安全衛生責任者        | t 石綿使用建築物等解体等業務特別教育 |
| u アーク溶接特別教育         | v 研削砥石特別教育          |
| w 振動工具安全衛生教育        | x 電気取扱（低電圧 600V 以下） |
| y 丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育 | z 粉じん作業特別教育         |

- イ ダイオキシソ類ばく露防止特別教育
  - ロ 巻上げ機運転特別教育
  - ハ ローブ高所作業特別教育
  - ニ フルハーネス型安全帯特別教育(新規)
- 31科目 年間 289人

(2) 運輸業、製造業関係等技能講習<建設業務にも有効> (※ ②は2コース)

- a フォークリフト運転 ②
- b 高所作業車 ②
- c 小型移動式クレーン ②
- d クレーン (荷重5 t未満)
- e 床上操作式クレーン

8科目 年間 96人

## 2 職種転換・常用就職をめざした講習

建設現場で就労している日雇労働者の中には、日雇から脱却し常用就職を希望する者や、高齢により体力的に就労可能な職種に転職したいと考えているが、現状から踏み出せないでいる者も少なくない。

平成31年度は、建設業での就労が困難となってきた高齢者が資格を取得して就労の機会を確保するため、講習計画数の2割以上のサービス産業系講習科目を設定する。介護、清掃、造園、運送、パソコン等、サービス産業系12科目101名の受講をめざす。

(1) 自動車運転免許職種転換講習

自動車運転免許については、職種を問わず必要とされるものであり、旅客運送業、倉庫・陸上運送業、被介護者等の搬送など、就職への意欲を強く有する者に対して実施する。

受講希望者には、積極的な就職活動やそれに伴う困難を共有しながら、問題の解決を図っていく。免許取得後の就職先を内定できるよう支援し、就職・就業率の向上を図る。

- a 大型自動車運転免許
- b 大型特殊自動車運転免許
- c けん引自動車運転免許
- d 大型二種自動車運転免許
- e 普通二種自動車運転免許

5科目 年間 8人

(2) 介護業務関係職種転換講習

① 介護業務体験講習

「介護業務に興味があり、実際の現場を知りたい」「受講する前に現場を体験し、適性があるか判断したい」などの声に応え、体験講習を実施し、介護職員初任者研修へ誘導する。

年間 3人

② 介護職員初任者研修

近年、介護などの福祉分野の雇用が注目され、地域労働者の中にも、ヘルパーや施設介護などへの就職希望が高まっている。

体験講習修了者を対象に、介護業務の関心度や受講中の生活手段、修了後の介護業務への関わり方などを細かく聞き取り、受講へ繋げ、きめ細かな相談とフォローを重ね、就職・就業率の向上を図る。

年間 2人

③ 全身性障がい者ガイドヘルパー養成研修

介護職員初任者研修修了者を対象に、就職活動を一層有利に進め、地域労働者がより幅広い福祉分野での就労が可能となる支援を図る。

年間 1人

(3) 造園・林業関係職種転換講習

① チェーンソー（伐木）・刈払機（草刈）作業従事者講習

造園・林業に不可欠な資格であり、公共工事や農業、ゴルフ場、公園清掃など様々な現場においても幅広く使用されている。資格取得により、就労機会を広げることで、将来の就労イメージを育てていく。刈払機講習とチェーンソーの1日目（学科のみ）の講習を財団施設内で実施することにより、受講者の利便を図るとともに、講習事業のPRにつなげる。

2科目 年間 50人

② 刈払機・チェーンソー習熟講習

森林保全の現場で安全に作業ができる労働者を安定雇用結びつける支援として平成28年度より実施し、6名が受講修了した。受講者からは「現場で刈払機・チェーンソーの基礎から学び安全意識の向上につながった。」との声があった。今年度も、刈払機・チェーンソーの資格所持者に対し、作業の安全、習熟を図る。

年間 3人

(4) 機械の習熟を図る講習

技能講習の修了証を所持しているが、現場経験が浅く、資格を活かせていない者や習熟度を一層高めることを希望する者を対象に実施している。受講者からは「機械の操縦に自信が付いた」「就職意欲がわいてきた」の声があった。今年度も習熟コースの実施により、資格所持者の就職・就業率の向上を図る。

① 建設機械等習熟コース

年間 5人

② フォークリフト等習熟コース

年間 3人

(5) 清掃業務体験講習

高齢になり建設での就労継続が困難になった労働者を対象に実施しており、平成30年度の受講者17名の内3名が安定的雇用へつながっている。財団施設内で講習を行なうことにより、受講者の就労意欲を高め、見学者を受講へ結びつける。併せて、カウンセリングや総合支援、財団における求人案内とともに、就労支援ナビゲーターの活用によりパート労働も含めた安定的雇用へつなげる。

年間 15人

(6) ベッドメイキング講習

ホテルの客室清掃にはベッドメイキングが必須である。受講者の利便を図り、座学は財団施設内で実施し、実技は、簡易宿所生活衛生同業組合の協力により地域内にあるホテルの客室を借り上げ、実際のホテル清掃現場に近い環境で実施する。清掃業務体験講習と合わせて受講する事により、より一層清掃業への就労機会の拡大と安定的雇用へつなぐ支援を行なう。

年間 10人

(7) パソコン講座

パソコン操作技能を身につけ、カウンセリングの受講をセットにすることで、履歴書や職務経歴書の作成を支援し、就職活動・面接を少しでも有利に（心構えや自信を含め）進めることを目指す。また、介護業務や清掃業務に就職した際や、建設業で職長等を任された際に業務日報や報告書の作成を求められた時の苦手意識の克服などにも資する。

講習は、初級及び中級に分け、受講者のレベルにあったコースを開設する。

年間 15人

(うち初級 10人、中級 5人)

### 3 適切な講習受講・就労に誘導するための取り組み

相談者それぞれに対し、本人の経験・能力・希望・生活状況に応じた適切な講習受講と就労に向けた支援を行なう。

「受講相談」「カウンセリング」「紹介窓口・求職相談への誘導」「就労支援ナビゲーター」との連携を、技能と就労に関わる総合サポート体制と位置付け実施する。

安定就労による生活向上を支援するため、資格の話だけで完結するのではなく、相談者の生活全般について聞き取ったうえで、安定した就労生活をおくれるよう講習受講等の勧奨を行なう総合支援に取り組む。

#### (1) 受講相談

相談者の職業経験や職業能力、希望する職業や雇用形態、就労や生活状況、常用就職への意向等を勘案し、適性に応じたスキルアップ、職種転換・常用就職型講習の各メニューを提示し、適切な受講科目を薦める。

受講修了後のアンケートを通じて、常用就職への意欲の喚起や資格が活かせていないと回答した者へのフォローや就職者が職場に定着できるよう、アフターフォローを実施する。

受講相談 1ヶ月平均 95件、年間 1,150件

#### (2) カウンセリングの実施

自己分析や自己理解を通じて、講習や就労意欲の向上につなげるため、カウンセラーによる支援を行なっている。

スキルアップ型講習の受講者には希望に応じて、職種転換・常用就職型講習の受講者に対しては、就労意欲の向上のため、レポートの提出と併せて受講するよう誘導し、きめ細やかなフォローを行なう。

安定的雇用を目指す者を対象に、履歴書・職務経歴書の書き方、面接マナー、求職活動の方法などについて、就職活動講習会を実施する。

平成27年度より、カウンセラー資格を有するコーディネーターを配置し、技能講習受講希望者や就労相談者に対して、常時対応することが可能となり、的確かつ効果的な技能講習の誘導や、安定的雇用に向けた支援ができた。

カウンセリングを実施したケースについてスーパーバイザー、カウンセラー、職員でケース検討を行ない相談者の理解を深め、全体で相談者の支援を行なう。

平成31年度も引き続き、受講希望者に対して受講を薦め、一層の充実を図る。

カウンセリング 年間 125件

#### (3) 紹介事業との連携

平成31年度は、技能講習受講修了者のフォローアップとして紹介課と連携し、紹介窓口の求職相談に誘導する。受講者の就労機会の拡大のため、受講者毎の状況に応じ職業紹介を行なう。

年間 80件

#### (4) 就労支援ナビゲーターとの連携

平成25年8月から、ハローワークの就労支援ナビゲーターへの誘導を実施している。

平成28年9月より、ハローワークとの連携を強め、選考説明会の際にハローワークの求人票閲覧コーナーを設け、就労支援ナビゲーターが来所し、常用就職希望者に対し就職相談を実施するやり方に改善した。あわせて求職相談後に就労支援ナビゲーターと職員が情報共有することを定例化し、就労支援の質の向上に取り組んでいる。

平成30年度においては、利用件数が80件を超え、その内8名が安定的雇用に結びついた。

平成31年度はナビゲーターの受講後のフォローアップとして、安定所に求職登録を行なうよう誘導する。

年間 80件

#### 4 効果測定（事業所・受講者ニーズの把握）

##### （1）受講終了時のアンケートの実施

平成30年度は、393名より回答を受け「役立った」との回答が約94%であった。回答結果は、講習科目設定等が適切であるかの判断材料となった。（平成30年12月末）

平成31年度も引き続き講習実施機関と連携し、「役立った」との回答が90%を上回るよう、受講者のニーズに合った講習科目への誘導を行なう。

##### （2）就職・就業率の把握

受講修了者のうち、修了した日が属する月の翌月から3ヶ月間に月13日以上就業した日が2月以上ある労働者の割合（就業率）を60%以上に設定し、目標達成を目指す。また、就職・就業者数を講習科目ごとに整理して報告するとともに、募集人数に対する充足率が50%、就職・就業率が20%を下回る講習については要因分析を行なう。

##### （3）事業主の人材ニーズと労働者のニーズ調査

次年度以降の講習実施の参考とするため、上半期中にニーズ調査を実施する。

平成30年度は、事業主64件、労働者107件の聴き取りを行ない、下半期の追加講習等の判断材料にした。

事業所調査数	50件
労働者調査数	100件

##### （4）独自の受講者ニーズの把握

受講修了3ヵ月後に独自アンケートを実施し、受講者が安定就労を目指すにあたり必要となるフォローアップ（「受講相談」「カウンセリング」「紹介窓口・求職相談への誘導」「就労支援ナビゲーター」等）への的確に誘導する。また、上記アンケートに基づき、事業の改善に資する意見や案があれば企画・立案の参考とする。

## IV 広報啓発及び福利厚生事業

あいりん地域における当財団の役割、各事業の一層の推進を図るためには、創意工夫したタイムリーな情報発信が欠かせない。

平成31年度は、ホームページやモニター・掲示板などを活用し、労働者・事業所にわかりやすい魅力的なPRを行ない、広報事業の強化・財団の認知度アップに努める。

### 1 労働安全啓発及び広報事業

近年、労働災害による死亡者数が府内で増加している傾向にある。そのため、「センターだより」などを通じた労働安全啓発に加え、労災補償制度のパンフレットなどを独自に作成し啓発を行なう。

また、日雇雇用保険・健康保険・建退共制度の普及を図り、震災復旧工事や除染作業の事例に対応した労働安全啓発に努める。

加えて、センターで実施している技能講習、総合受付窓口等の周知のため、ポスターなどを作成し、簡易宿所や関係機関・団体等に広く配布する。さらに地域の関係機関が主催する「萩之茶屋文化祭」などに積極的に参加し、財団の認知度アップに努める。

### 2 センターだよりの発行

求人情報や労働関係の啓発・健康知識などの普及を図るため、広報紙「センターだより」を作成し、労働者・事業所及び簡易宿泊所、関係機関等に配布する。

平成31年度は、財団が取り組む事業案内や、地域労働者の生活に関わる最新情報等をわかりやすく伝えていく。  
広報紙 月1回 2,500部

### 3 労働者べんりちょうの発行

日常の疑問やトラブル解決のための機関案内等、労働者の仕事や生活に役立つ情報を掲載した「労働者べんりちょう」を発行する。また、事業所及び簡易宿所、関係機関等にも配布する。  
年1回 5,000部

### 4 労働安全啓発相談

熱中症、除染作業、アスベストの健康被害など、労働安全の啓発相談を行なう。あわせて、熱中症は命に関わる問題であるため、広報紙やポスターを作成し、労働者・事業所双方に対し啓発をすすめる。

### 5 労働力再生のための福利厚生事業

#### (1) 「将棋愛好者のつどい」の開催

地域労働者の相互交流の機会を提供し、就労意欲の維持と回復のため、日本将棋連盟の棋士の指導を受け「将棋愛好者のつどい春の将棋大会～初心者から一般の方まで～」 「将棋愛好者のつどい」を開催する。  
年各1回 6月・10月頃実施

#### (2) 「たそがれコンサート」の開催

地域労働者はもとより、地域住民にも広く親しまれる行事として定着している。

平成31年度も、大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の協力を得て、萩之茶屋南公園（通称：三角公園）において「たそがれコンサート」を開催する。コンサートの運営等では、関係機関及び団体の協力を得て取り組んでいく。また開催時には、トラブルなどが起こらないよう安全確保に努める。  
年1回 9月頃実施

## 《収益事業等》

### I 自動販売機事業

施設利用労働者の福利厚生のため、自動販売機を設置し、飲料等の提供を安価で安心して受けられるように運営を行う。

また、携帯電話を持たない施設利用労働者のために、公衆電話を設置し、運営する。

自動販売機売上収入 年間 614,000円

公衆電話売上収入 年間 67,000円

### II その他事業

仮移転後、周辺地域に混乱が生じることを回避するため、労働施設部分が空きとなった建物の内部・外部に異常がないかを管理する業務を施設所有者から委託を受け実施する。

委託収入 年間 37,724,000円